平成２２年（フ）第６７号
愛知県一宮市八幡２丁目３番20号　コーポ八幡Ⅱ202号
債務者　粟津　幹也
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深見　早恵
4　破産債権の届出期間　平成22年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月６日午前９時45分
6　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１２７号
長崎県長崎市岩見町29番34号
債務者　榮木　洋太
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐多佳子
4　破産債権の届出期間　平成22年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
埼玉県川越市大字笠幡4955番地１　医療法人笠幡病院内、住民票上の住所埼玉県川越市大字豊田本1230番地１
債務者　池ノ谷好子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３５号
埼玉県飯能市大字川寺477番地
債務者　根田江身子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６２４号
京都府京田辺市興戸下ノ川原76番地
債務者　波津美こと　岩﨑　隆
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　弘子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６４５号
京都市下京区高辻通室町西入繁昌町295番地カーサ・リラ室町303
債務者　豊田　裕孝
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
新潟市中央区米山３丁目21番19号、前住所新潟市東区船江町１丁目55番９号
債務者　市川　久
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８号
愛知県一宮市八幡２丁目３番20号　コーポ八幡Ⅱ202号
債務者　粟津　由佳
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深見　早恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月６日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―238号
債務者　舟津　清一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―238号
債務者　舟津　朗子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２７号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134番地1243
債務者　NOKUNI　SHIMABUKU　JORGEこと　野国ホルヘ
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134番地1243
債務者　FUENTES　RIVERA　DE　NOKUNI　EVELYN　OLINDAこと　野国エベリン
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５１号
新潟県長岡市西千手３丁目６番20号
債務者　近藤　士郎
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
新潟県長岡市古正寺町６番地６
債務者　野本美代子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
新潟県長岡市川口牛ケ島2744番地
債務者　綱　勝利
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
名古屋市北区楠味鋺２丁目517番地　ファミール102号
債務者　森田智恵美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部